

公の施設の指定管理者の指定の件（夜間急病センター）

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称  
札幌市夜間急病センター
- 2 公の施設の位置  
札幌市中央区大通西19丁目
- 3 指定管理者  
札幌市中央区大通西19丁目1番地の1札幌市医師会館  
一般社団法人札幌市医師会  
会長 今 眞人
- 4 指定期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（理由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、夜間急病センターの指定  
管理者を指定するため、本案を提出する。